

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊根村長 伊藤 浩亙

市町村名 (市町村コード)	豊根村 (23563)
地域名 (地域内農業集落名)	坂宇場 (川宇連(御所平))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 11月 15日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

御所平地区は豊根村の中でも稲作が盛んな地域であるが、高齢化、人口減少により、担い手、耕作者が減少するとともに鳥獣被害の増加などにより、一部で遊休農地化が進みつつある。近年、集落営農組織で耕作放棄地となっていた農地で作業受託を行っている。また、中山間地域直接支払制度を活用し、共同作業等で農地の保全管理を行っている。農地所有者の大半は高齢化しており、現在耕作している方も10年後にはできないと言っている方が多い。また、後継者無しと回答された方が大半である。さらに、所有者が村外に在住しており、荒廃農地化している箇所もある。

【地域の基礎的データ】農業者:7名(自家用栽培含む、うち認定農業者に準ずる者1名)、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

主な作物:水稲、トマト、万願寺とうがらし、天狗なす、とうもろこし、その他野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、集落営農組織による作業受託を継続し、新たな耕作者の募集、育成に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地内の土地改良を行った農地を農業上の利用が行われる区域とし、その周辺の林地化した農地を保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手、非担い手に関わらず拡大の意向があれば集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用するかは検討中。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手及び耕作者の意向を踏まえながら、JA、新城設楽農林水産事務所農政課、農業改良普及課と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
希望があった場合農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①豊根村猟友会の協力を得ながら、わな設置等鳥獣被害防止対策に取り組む。
- ⑦中山間地域直接支払交付金制度を活用し、水路、農道の保全管理等を行う。